

※本書は、2023 年 5 月 1 日以降（2023 年 4 月 30 日以前に当社から電気の供給を開始しているお客さまについては、2023 年 5 月の起算日以降）の期間において使用される電気について適用いたします。

契約締結前交付書面

本書面は、電気事業法第 2 条の 13 第 2 項に基づき、お客様のご契約内容についてご説明する書類です。

1. 契約について

お申込方法	当社電力需給約款および本書面の内容を承認のうえ、当社または販売の媒介または代理の事業を行う事業者所定の様式によってお申込いただきます。
利用料金 契約電力 供給開始日	電力需給約款および契約内容一覧表に定めるところによります。 なお、料金には別途、再生可能エネルギー発電促進賦課金（電力需給約款附則第 1 条参照）の加算と、電源調達調整費（電力需給約款附則第 2 条参照）と、容量抛出台反映額（電力需給約款附則第 5 条参照）の加減算が適用されるものとし、このうち、特に電源調達調整費の概要については、本書末尾に記載のとおりとします。
供給電圧・周波数	供給電圧は交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルト又は交流三相 3 線式標準電圧 200 ボルトのうち、従前のものと同じとします。また、周波数は標準周波数 50 ヘルツ又は 60 ヘルツのいずれか、従前のものと同じとします。
契約期間と契約の更新	・契約期間は供給開始日より 1 年といたします。 ・契約期間満了の 3 ヶ月前までに、お客さままたは当社から書面による意思表示がない場合は、契約期間は延長されるものといたします。
部分供給契約の場合の供給形態	・お客さまの需要場所全体において使用される電力のうち、ベース部分を供給する小売電気事業者が供給する需要を越えた部分について、当社が供給いたします。 ・当社の最大需要電力は、お客さまの需要場所全体の最大需要電力からベース部分の供給者の契約電力を差し引いたものといたします。

2. 料金の算定およびお支払い

電力料金の適用開始日	料金は供給開始の日から適用いたします。
使用電力量の計算と電気料金の算定	・一般送配電事業者が計量した使用電力量に基づき、契約内容一覧表で定める単価にて電気料金を算定いたします。 ・計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合、お客さまとの協議によって定めます。 ・電気料金の算定期間は、以下の場合を除き、原則として前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。 イ) 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または電力需給契約が消滅した場合 ロ) 契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合で双方が月の途中で契約電力等を変更することに合意した場合
日割計算	料金の算定期間中に、契約の開始、解約、解除または契約内容の変更によりお客さまに適用される料金の変更があった場合は、当該算定期間の基本料金は、日割り計算をいたします。

流通費用調整額の発生について	部分供給時と一供給者による全量供給時とを比較した際に生じる託送料金相当の差異について、一般送配電事業者を通じて流通費用調整額として請求される場合は、お客さまの負担といたします。
電気料金以外の費用	・お客さまの供給設備の工事について、当社が一般送配電事業者から当該工事費の負担を求められる場合、当社に当該工事費相当額をお支払いいただきます。なお、部分供給に係る契約を締結している場合、接続契約と需給契約の双方の履行に関連し発生する工事費については、協議によってそれぞれの寄与割合を定めるものといたします。 ・料金または費用を、当社が指定した金融機関等を通じての払い込みによりお支払いいただく場合、払い込みにより発生する手数料等はお客さまにご負担いただきます。 ・支払期日を経過してなお料金または費用のお支払がない場合、年 14.5% の割合で遅延損害金を請求する場合があります。ただし、お客さまが料金または費用を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合はこの限りではありません。 ・契約電力または自家発補給電力サービスに係る契約電力を超過して電力を使用した場合、電力需給約款の第 10 条に従い、契約超過金をお支払いいただきます。 ・お客さまが一般送配電事業者の設備を損傷または亡失し、一般送配電事業者からの賠償額が発生した場合、当社に当該賠償金相当額をお支払いいただきます。
支払方法	電気料金は、当社の指定した金融機関等を通じて払い込み、または自動振替によりお支払いいただきます。 なお、払い込みにより発生する手数料等はお客さまにご負担いただきます。
支払の期日	電気需給申込書に記載されたお支払方法の期日にてお支払いをお願いいたします。
信用情報の共有	お客さまが「4. 当社からの申し出による契約の解除・変更」内の各事由に該当する場合には、電力需給契約に係る名義、需要場所及び料金の支払状況等について、他の小売電気事業者へ当社が提供することがあります。

3. お客さまからの申し出による契約の解除・変更

契約の変更または解除の申し出方法	・契約電力の増加または減少を希望する場合は原則として変更希望日の 3 ヶ月前までに当社にその旨を書面にて通知し、書面による当社の了解を得ていただきます。 ・契約の解約を希望する場合は希望解約日の 3 ヶ月前までに当社に書面、電話、FAX または電磁的方法により通知していただきます。
供給開始日または契約更新日から 1 年未満で解約を希望される場合	下記算定式により算定される金額に加え、電力需給契約の履行および解約のために当社が負担した設備費用及び工事費用等の費用をお支払いいただきます。 契約精算金＝①＋②＋③ ①＝ $\alpha \times \beta \times \{(\gamma - \delta) / \gamma\}$ ②＝ $\alpha \times \beta \times \varepsilon$ ③＝ $\zeta \times \eta \times \sigma$ α ＝契約電力 β ＝基本料金単価 γ ＝解約した日の属する月の暦日数 δ ＝解約した日の属する月の計量日から解約した日までの日数

	ε ＝契約期間の残余月数（解約した月は含みません。また、解約日が計量日の前日以外の場合、契約最終月については日割りでの計算となります。） ζ ＝供給開始日から、解約の申し出日が属する月の前月末日までの、1日の平均電力使用量 η ＝電力量料金単価の最大値 σ ＝契約期間の残余日数 （ α :アルファ、 β :ベータ、 γ :ガンマ、 δ :デルタ、 ε :イプシロン、 ζ :ゼータ、 η :エータ、 σ :シグマ）
契約電力等を新たに設定または増加後、1年未満で減少または廃止を希望される場合	契約電力を新たに設定し、供給を開始した日もしくは契約電力増加日から1年未満での契約電力の減少、または供給を開始した日から1年未満での電気利用の廃止はできません。ただし、双方が同意し、当社が請求する料金を支払っていただいた場合を除きます。

4. 当社からの申し出による契約の解除・変更

・お客さまが次のいずれかに該当する場合、当社は15日前までの通知により電力需給契約を解除する場合がございます。 - イ)電力需給契約書または電力需給約款の不履行の場合 - ロ)破産、特別清算、民事再生、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合 - ハ)支払停止の状態に陥った場合 - ニ)手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合 - ホ)電力需給約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合 - ヘ)上記の他電力需給約款に定める事由が生じた場合
--

5. 託送供給等約款の遵守

お客さまの土地、または建物への立入りによる業務の実施	計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。詳細は電力需給約款第14条(2)をご確認ください。
保安に対するお客さまの協力	お客さまが、次のいずれかについてお気付きの場合には、すみやかに一般送配電事業者にご連絡くださいますよう、ご協力ください。詳細は電力需給約款第14条(5)をご確認ください。 ・電気の供給に必要な電気工作物（電気の引込線や計量器等）に異状、もしくは故障があり、または生じる恐れがある場合 ・一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備の修繕、変更その他工事上やむを得ない場合 ・その他電気の需給上または保安上必要がある場合 ・お客さまの電気工作物に異状、または故障があり、または生じる恐れがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがある場合
供給の中止または使用の制限もしくは中止	一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、次の場合には一般送配電事業者により当社またはお客さまに給電指令が行われる場合があること、また、かかる給電指令が行われた場合、これに従い、お客さまに電気のご使用を中止、または制限していただきます。

	・一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生じる恐れがある場合 ・一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備の修繕、変更その他工事上やむを得ない場合 ・その他電気の需給上または保安上必要がある場合
その他	その他、お客さまには託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守していただきます。

6. 契約の締結・更新・変更時の説明及び書面交付について

電気事業法に規定する説明すべき供給条件に関する事項または交付すべき書面について、次の内容を予めご承諾いただきます。 ・当社は原則として、交付すべき書面に代えて、お客さまが登録した連絡先に対し電子メール（SMS サービスを含みます。）を送付する方法または当社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法（なお、いずれの場合もPDF ファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。）等その他の電磁的方法を用います。 ・前段の規定に関わらず、当社が書面を交付することを妨げるものではありません。 ・契約の更新時には、更新後の期間のみ書面を交付することなくご説明し、供給条件の変更時には、変更する供給条件のみを電磁的方法を用いてまたは書面を交付の上ご説明いたします。ただし、当該変更が、省令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他供給契約の実質的な変更を伴わない変更である場合には、当社は説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく、説明いたします。 ・契約の更新時には、更新後に当社の名称および住所、電力需要者との契約年月日、更新後の期間ならびに供給地点特定番号を記載した書面（電磁的方法により代替する場合を含みます）を交付し、供給条件の変更時には、当社の名称および住所、電力需要者との契約年月日、変更後の期間ならびに供給地点特定番号を記載した書面（電磁的方法による代替する場合を含みます）を、契約変更後に交付するものといたします。ただし、当該変更が省令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他供給契約の実質的な変更を伴わない変更である場合には、当社は、契約変更後の書面交付は行わないものといたします。
--

7. その他

・お客さまは、需要場所の負荷の力率を、85パーセント以上に保持し、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。 ・当社の責めとならない理由によりお客さまが受けた損害については、当社は賠償の責めを負いません。 ・当書面に記載がない事項の取り扱いは、電力需給約款をご覧ください。部分供給に係る契約を締結している場合は、電力需給約款に加えて、部分供給の運用にかかる協定書等をご覧ください。 ・当社は、託送供給等約款や法令の変更または改廃、経済情勢の変動など、諸般の事由を総合的に考慮して、電力需給約款や料金単価等の個別条件を改定することがあります。この場合、当社は、改定の内容及び効力発生日を、当社が運営するウェブサイトまたは書面により、予め通知いたします。 ・お客さまは、当社が、電力需給契約の履行に伴い取得した情報を当社の親会社、子会社、関連会社並びに当社の親会社の子会社、関連会社（以下「当社グループ会社」といいます。）に提供し、当社グループ会社の各社が別途公表するプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定および電力需給契約の締結日後にそれらの規定が変更されたものを含みます。）に規定する利用目的の範囲に限り取扱うことにあらかじめ同意するものとします。
--

お問い合わせ窓口

Japan 電力株式会社 050-2030-4643 受付時間 10:00～18:00 (定休日：年末年始)

小売電気事業者

Japan 電力株式会社 (小売電気事業者登録番号 A0179)

東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号

代表取締役 中田 裕介

販売の媒介または代理を行う事業者

販売の媒介または代理を行う事業者は、お客さまと Japan 電力株式会社との間で電力需給契約を締結することについての代理権は有しておりません。

従って、電力需給契約は、お客さまからのお申込に対して Japan 電力株式会社が承諾したときに成立いたします。電力需給契約の成立後に契約の変更等をされる場合にも、原則として Japan 電力株式会社の承認が必要となります。

■電源調達調整費について

電源調達調整費は、燃料費等調整額およびグリーン促進費の総称をいい、各契約種別における料金にその加減を適用いたします。

■燃料費等調整額について

燃料費等調整額とは、使用電力量に対して、【〔固定電源①比率×燃料費調整単価〕＋〔固定電源②比率×固定電源調達費調整単価〕＋〔変動電源比率×変動電源調達費調整単価〕＋離島ユニバーサルサービス調整単価】の算式により算定する燃料費等調整単価を乗じた金額をいいます。なお、燃料費等調整単価が 0 より大きい場合に加算、0 より小さい場合に減算となります。

当社が仕入れる電力の全体に比して、固定電源①が占める割合を固定電源①比率、固定電源②が占める割合を固定電源②比率、変動電源が占める割合を変動電源比率といい、固定電源①比率、固定電源②比率および変動電源比率ならびに燃料費等調整単価は、それぞれ電力需給約款に定める時期および方法によりお客さまに開示するものとします。

なお、固定電源①、固定電源②および変動電源とは、当社の電力仕入において、それぞれ以下のとおり定めるものをいいます。

固定電源①	一定期間・一定量の電力の固定単価を定めたうえで、燃料費の変動に基づく一定の調整をおこなった価格で調達するもの
固定電源②	一定期間・一定量の電力を固定価格で調達するもの
変動電源	一般社団法人日本卸電力取引所において変動する市場価格による仕入等、固定電源①または固定電源②のいずれにも該当しないもの

A.燃料費調整単価

電力需給約款に別途定義する平均燃料価格、基準燃料価格および基準単価に応じて、【(平均燃料価格－基準燃料価格)× 基準単価／1,000】の算式により算出いたします。燃料費調整単価は、平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は 0 円より小さくなり、平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は 0 円より大きくなり、そのいずれでもない場合は 0 円となります。

N 月の起算日から N+1 月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、N 月の 4 ヶ月前の月の 1 日から N 月の 2 ヶ月前の月の末日までの期間において算定した平均燃料価格に対応する燃料費調整単価を適用いたします。(例：5 月の起算日から 6 月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、その年の 1 月 1 日から 3 月末日までの期間の平均燃料価格に対応する燃料費調整単価を適用)

B. 固定電源調達費調整単価

固定電源②による電力仕入の加重平均単価（以下「固定電源②調達単価」といいます。）と、電力需給約款に別途定義する還元基準値および追加請求基準値に応じて、【(固定電源②調達単価－還元基準値)× (1+消費税率)】または【(固定電源②調達単価－追加請求基準値)× (1+消費税率)】の算式により算出いたします。固定電源調達費調整単価は、固定電源②調達単価が還元基準値を下回る場合は 0 円より小さくなり、追加請求基準値を上回る場合は 0 円より大きくなり、そのいずれでもない場合は 0 円となります。

N 月の起算日から N+1 月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、N 月の 1 ヶ月前の月の 1 日から末日までの期間の固定電源②調達単価に対応する固定電源調達費調整単価を適用いたします。(例：5 月の起算日から 6 月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、その年の 4 月 1 日から 4 月末日までの期間の固定電源②調達単価に対応する固定電源調達費調整単価を適用)

C. 変動電源調達費調整単価

一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における 1 ヶ月間のエリアプライスの平均値に、電力需給約款に別途定義する調整係数を乗じた値（以下「変動電源調達単価」といいます。）と、電力需給約款に別途定義する還元基準値および追加請求基準値に応じて、【(変動電源調達単価－還元基準値)× (1+消費税率)】または【(変動電源調達単価－追加請求基準値)× (1+消費税率)】の算式により算出いたします。変動電源調達費調整単価は、変動電源調達単価が還元基準値を下回る場合は 0 円より小さくなり、追加請求基準値を上回る場合は 0 円より大きくなり、そのいずれでもない場合は 0 円となります。

N 月の起算日から N+1 月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、N 月の 1 ヶ月前の月の 1 日から末日までの期間の変動電源調達単価に対応する変動電源調達費調整単価を適用いたします。(例：5 月の起算日から 6 月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、その年の 4 月 1 日から 4 月末日までの期間の変動電源調達単価に対応する変動電源調達費調整単価を適用)

D. 離島ユニバーサルサービス調整単価

電力需給約款に別途定義する離島平均燃料価格および離島基準単価に応じて、【(離島平均燃料価格－52,500 円)× 離島基準単価／1,000】の算式により算出し、九州電力送配電株式会社が供給区域とする供給地点のお客さまに限り適用いたします。離島ユニバーサルサービス調整単価は、離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合は 0 円より小さくなり、離島平均燃料価格が 52,500 円を上回る場合は 0 円より大きくなり、そのいずれでもない場合は 0 円となります。

N 月の起算日から N+1 月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、N 月の 4 ヶ月前の月の 1 日から N 月の 2 ヶ月前の月の末日までの期間において算定した離島平均燃料価格に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価を適用いたします。(例：5 月の起算日から 6 月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、その年の 1 月 1 日から 3 月末日までの期間の離島平均燃料価格に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価を適用)

※当社は、毎月 1 日時点において、還元基準値および追加請求基準値ならびに調整係数の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに事前に通知し、その内容を改定することができるものといたします。

※N 月の起算日から N+1 月の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される燃料費等調整額の加減算は、当該料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、減算する燃料費等調整額の金額が当該料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求から減算するものとし、その後も同様とします。

※当社は、前述にかかわらず、当社の裁量により、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の加減算を分割にて行うことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものとします。但し、燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さまの需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点において適用していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

※その他の詳細は、電力需給約款附則第 3 条に定める内容をご確認ください。

■グリーン促進費について

グリーン促進費とは、電気事業者が講ずべき措置として目標値が定められている非化石電源比率の向上について、目標の達成に必要な非化石証書の調達等に係る費用に相当する額として当社が定める金額を、お客さまが使用する電気の料金において請求いたします。

グリーン促進費の算定

お客さまが使用する電気の料金において、以下の算式により算定される金額といたします。

グリーン促進費

＝グリーン促進費単価（下記により算出される単価）×使用電力量（kWh）

グリーン促進費単価

＝（非 F I T 非化石証書の指定金額※1＋非化石市場の売買手数料※2）×中間目標比率※3÷（1－損失率※4）×（1＋消費税率）

※1「非 F I T 非化石証書の指定金額」とは、一般社団法人日本卸電力取引所（以下 JEPX といいま
す。）が定める非化石価値取引規程第 11 条に基づき設けられる価格制限のうち「非 F I T 非化石
証書」または「非 F I T 再エネ指定なし非化石証書」の最高価格のいずれか高い方の価格をいい
ます。この最高価格が変更された場合には、変更された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する
最初の算定期間より、変更後の最高価格とします。

※2「非化石市場の売買手数料」とは、JEPX が定める非化石価値取引規程第 20 条に規定される売買
手数料をいいます。この売買手数料が変更された場合には、変更された日が属する月の翌月 1 日
以降に開始する最初の算定期間より、変更後の売買手数料とします。

※3「中間目標比率」とは、高度化法により当社が課される非化石電源比率をいい、原則として、毎
年 6 月に、その年の 4 月から翌年 3 月までの期間において適用される目標比率が通知されます。
中間目標比率が通知された場合には、通知された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の
料金の算定期間より、変更後の比率とします。

※4「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定
める損失率を指します。

グリーン促進費単価の公表および改定

当社は、毎月 1 日時点において、グリーン促進費単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合
は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものと
いたします。なお、N 月 1 日時点の改定の場合、その年の N 月の検針日から N+1 月の検針日の
前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のグリーン促進費単価により算定する
グリーン促進費の適用を開始するものといたします。

※その他の詳細は、電力需給約款附則 4 条に定める内容をご確認ください。

クーリング・オフに関するお知らせ（法人のお客さま、および個人のお客さまのうち営業のために
または営業としてご契約いただいたお客さまは除きます。）

1. お客さまが訪問販売または電話勧誘販売によりご契約された場合、法定の重要事項説明書面を
お客さまが受領された日を含め、8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録（当社ホーム
ページのクーリング・オフの受付フォーム等）により本契約のお申し込みの撤回または契約の
解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。
2. 上記 1 の期間が経過した後であっても、お客さまが、当社がクーリング・オフに関する事項に
つき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社が威迫したことにより困
惑し、これらによってクーリング・オフを行わなかった場合、当社が改めてクーリング・オフ
を行う事ができる旨を記載して交付した書面をお客さまが受領した日を含め 8 日を経過するま
では、書面または電磁的記録（当社ホームページのクーリング・オフの受付フォーム等）によ
りクーリング・オフを行うことができます。
3. お客さまがクーリング・オフをする場合は、クーリング・オフに係わる書面または電磁的記録
（当社ホームページのクーリング・オフの受付フォーム等）を発した時に、その効力が生じま
す。
4. クーリング・オフがなされた場合、
①当社は、お客さまに対し、クーリング・オフに伴う損害賠償または違約金の支払を請求する
ことはありません。
②すでに引き渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
③お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、当社は、速やか
にその全額を返還します。
④お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
⑤お客さまは、役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合に
は、当社に対し、原状回復に必要な措置を無償で講じるよう請求することができます。
5. クーリング・オフを行う場合、必要事項を記載のうえ当社まで書面または電磁的記録（当社ホ
ームページのクーリング・オフの受付フォーム等）にてご送付ください。
名称：Japan 電力株式会社
住所：〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名 2 丁目 2-13 ビーロット大名ビル 6F
書面の記載内容：
(1)お客さまの氏名、住所、電話番号、(2)ご契約日（お申込日）、(3)販売店名、住所、電話番号
(4)ご契約の電気料金メニュー名、(5)「(2) の日付の申し込みを撤回します。/本契約を解除しま
す。」
6. 当社ホームページよりクーリング・オフを行う場合は、下記 URL よりお手続きください。
<https://japaden.jp/coolingoff/>